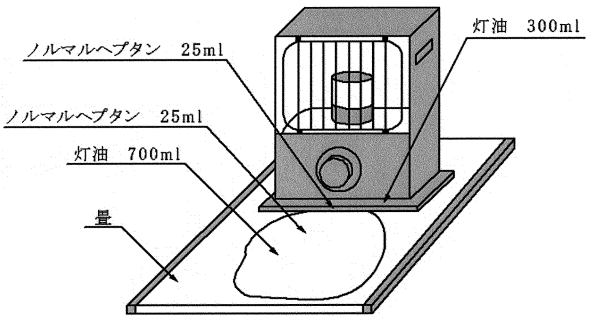
イ　天ぷら鍋に一リットルの大豆油（発火点が三百六十度以上三百七十度以下のものに限る。）を入れ、ガスコンロで加熱することによって発火させること。

ロ　消火は、油温（ＪＩＳ（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Ｃ　一六〇二又はＪＩＳ　Ｃ　一六〇五に適合する熱電対を用い、鍋の中心軸上で油面から一センチメートルの深さの位置で測定した温度をいう。）が四百度になった時点で開始すること。

ハ　模型内の炎が消えた時点において、ガスコンロの火を消すこと。

三　ストーブ火災に対する消火性能

次の模型を用い、イ及びロに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射終了時に残炎が認められず、かつ、消火剤の放射終了後一分以内に再燃しないものであること。



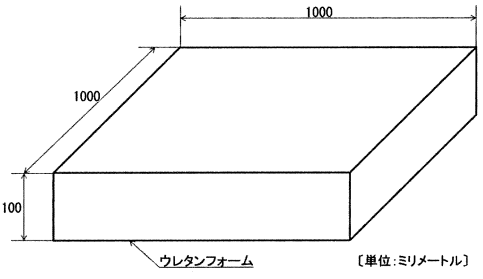
イ　畳の上にＪＩＳ　Ｓ　二〇一九に適合する自然通気型開放式石油ストーブのうち放射形のものを置き、十分間燃焼させた後、次の表の上欄に掲げる燃料について、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる量をストーブの底部及び畳にかけて、点火すること。

燃料	ストーブの底部にかける量	畳にかける量
灯油（ＪＩＳ　Ｋ　二二〇三―一に適合するものに限る。）	三百ミリリットル	七百ミリリットル
ノルマルヘプタン	二十五ミリリットル	二十五ミリリットル

ロ　消火は、点火した後一分で開始すること。

四　自動車用クッション火災に対する消火性能

次の模型を用い、イ及びロに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射終了時に残炎が認められず、かつ、消火剤の放射終了後一分以内に再燃しないものであること。



イ　ＪＩＳ　Ｋ　六四〇一に適合するウレタンフォーム（火炎の拡大を著しく遅延する薬剤が添加されていないものに限る。）又はこれと同等以上の性質を有するものであり、かつ、一・三キログラム以上一・四キログラム以下のものの中央部上面に点火すること。

ロ　消火は、点火した後一分三十秒で開始すること。

2　前項各号の消火試験は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一　エアゾール式簡易消火具の操作者は、防火衣服を着用しないこと。

二　無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）において行うこと。

三　エアゾール式簡易消火具を使用温度範囲の上限温度及び下限温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも三十秒以内に行うこと。

四　放射を中断できる構造のエアゾール式簡易消火具にあっては、消火開始後に放射を中断しないこと。

（操作の機構）

第五条　エアゾール式簡易消火具は、その保持装置から取りはずす動作、ホースをはずす動作及び損傷の防止又は不時の作動の防止のための措置（バルブの損傷を防止するための措置及び安全栓を含む。）を解除する動作を除き、一動作で容易に、かつ、確実に放射を開始することができるものでなければならない。

2　エアゾール式簡易消火具は、次の表の上欄に掲げる操作方法のいずれか一の方法を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる作動力（操作のために要する力又は力のモーメントをいう。以下同じ。）以下で操作することにより作動して放射を開始することができるものでなければならない。

操作方法	作動力
押しボタンを押す	五十ニュートン
レバーを握る	百ニュートン
胴部をひねる（一回転四分の一以下の回転で放射を開始するものに限る。）	四ニュートンメートル
作動部をたたく	〇・五キログラムのおもりを三十センチメートルの高さから作動部に自然落下させたときに作動部に加わる力